



スポーツと人情が熱いまち

江東区



中央防波堤埋立地境界確定訴訟における第一審判決を受けて江東区長コメント（令和元年9月20日）

20日（金）、中央防波堤埋立地境界確定訴訟における第一審判決を受けて、山崎孝明江東区長のコメントを下記のとおり発表します。

【山崎孝明江東区長コメント】

本日、東京地方裁判所において中央防波堤埋立地境界確定訴訟の第一審判決がございました。意外な判決であり、大きな驚きでした。

東京都の自治紛争処理委員による調停案に近いものだとうと考えていましたが、判決は中央防波堤埋立地の約79.3%に当たる面積が本区に帰属するとしたものであります。

調停案と異なり、海の森水上競技場が全て本区に帰属するとされた一方で、中央防波堤埋立地の埋立ての過程で、ごみを運搬するトラックにより、多くの住民が苦しんできたという本区の歴史的経緯等について、評価されていないと強く感じました。

こうした観点も踏まえつつ、今後、判決内容を十分に精査し、また、議会とも相談しながら対応を検討してまいります。

